

「ちばプロモーション協議会(仮称)」設立準備会

次 第

日時：平成19年8月29日

(水)

午後2時から

場所：千葉県教育会館

5階 501会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 提案事項

(1) 新協議会の活動について

(2) 趣意書について

(3) 新協議会の組織体制について

(4) 新協議会の構成について

(5) 新協議会の事業展開の考え方について

4 その他

## ちばプロモーション協議会(仮称)の活動について

### 1 全県的な観光プロモーションの必要性

千葉県観光の認知度を高め、その存在感を増すためには、観光に携わる団体や事業者がそれぞれに広報宣伝を行うだけではなく、できるだけ協働して広報宣伝の効果を相乗的に高め、発信力を強化する仕組みづくりが必要です。

また、これまで培ってきた地域の観光資源に加え、観光事業者、交通事業者のみならず、農林水産団体、商工団体、企業、NPO、大学等が連携した活動を連動させることにより、地域の魅力を一層向上させ、集客力が確実に充実させることを促進します。

### 2 協議会の目的

協議会は、「観光立県ちば推進ビジョン」のもとに、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体を始め、NPO、大学等が行政などと協働して地域づくりを進めながら、千葉県の有する豊富で多様な観光資源を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とします。

また、各地域の観光振興に向けた取組を通じて、「地域づくり」「街づくり」を進めてまいります。

### 3 新組織の役割

- ・ 千葉県の有する豊富で多様な観光資源の全国に向けた広報宣伝。
- ・ 各地域の資源の有効活用や異業種交流の促進。
- ・ 地域連携に基づく観光資源の発掘や食の魅力の向上。
- ・ ホスピタリティーの醸成。
- ・ 長期滞在やリピーターの確保。

### 4 組織構成

新協議会は、観光協会、商工団体、農林水産団体、芸術・文化団体、県内企業、NPO、大学、県、市町村等の緩やかな連携をもとに、それぞれの持つ力や人材を最大限に活かせる組織構成とする。

## 趣 意 書

### (ちばプロモーション協議会 (仮称) の設立について)

観光は、広範な業種にまたがる総合産業として、地域経済の活性化や雇用機会の創出など大きな役割が期待されている。また、経済の発展だけでなく、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造などにも貢献するものである。

このため、国では、本年「観光立国推進基本法」を施行するなど、国際・国内観光を積極的に振興しており、各地方自治体・地域においても、地域の特色を活かした観光振興策を展開している。

本県においても、平成16年10月に「観光立県ちば推進ビジョン」を策定し、オール千葉県で観光振興に取り組む方向性を示している。

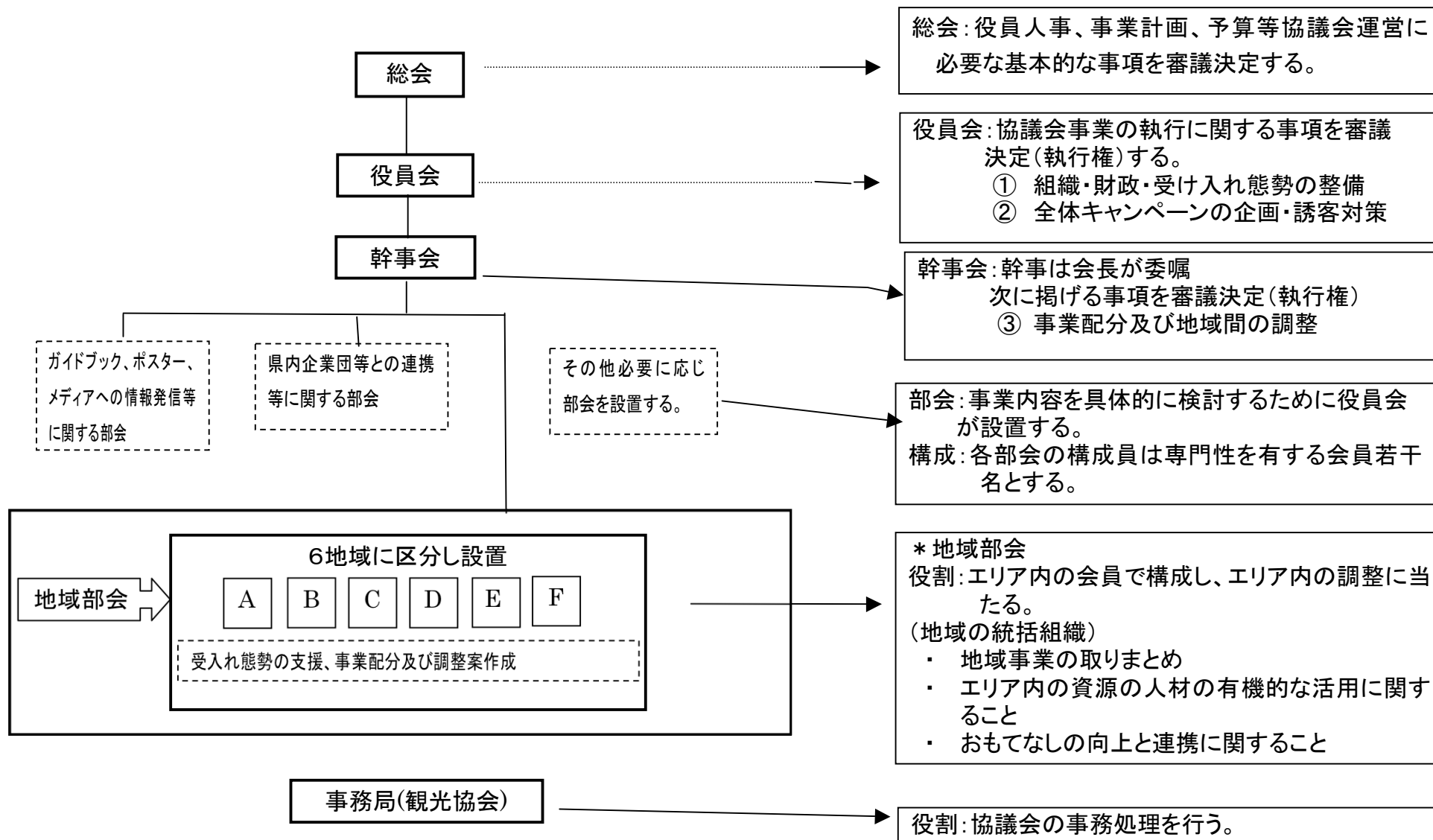
また、本年2月から4月に開催した「ちばデスティネーションキャンペーン(以下「ちばDC」という。)」の運営等を行うため、県・市町村・観光協会・商工団体・民間事業者など県内外の団体が集結した「ちば観光プロモーション協議会」を平成16年11月に設立した。

この「ちばDC」では、期間中に県の内外から3千万人に上る多くの方々が各地域を訪れるなど、県内各地域での交流人口の増加は地域の活性化に寄与したものと考えている。

これは、各地域において、観光事業者、交通事業者のみならず、農林水産団体、商工団体、企業、NPO、大学等が一体となった取組みの成果であり、こうした取組を一過性で終わらせることなく、継続していくことが、何よりも重要である。

そこで、各地域で活動する多様な分野の参加者を募り、広い視野に立ち、全県的な連携のもと、各地域の「地域づくり」、「街づくり」を通じて地域を活性化することにより、観光を産業として確固たるものとするため、新たに「ちばプロモーション協議会 (仮称)」を設立する。

### 「ちばプロモーション協議会」(仮称)組織のイメージ



## 資 料

### ちばプロモーション協議会規約（案）

#### （名 称）

第1条 この会は、ちばプロモーション協議会（以下「協議会」という。）という。

#### （目 的）

第2条 協議会は、「観光立県ちば推進ビジョン」のもとに、観光にかかわる事業者や商工団体、農林水産団体、経済団体、文化団体、NPO、大学等が行政などと協働して持てる人材や資源を有機的に活用して、千葉県の有する豊富で多様な観光資源を全国に向けて広報宣伝し、本県観光のイメージの向上を図るとともに、より多くの観光客の誘致を実現していくことにより、本県観光産業の振興と各地域の活性化に寄与することを目的とする。

#### （事 業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）全国からの誘客に向けた広報宣伝に関すること。
- （2）様々な分野の有する資源の連携及び活用に関すること。
- （3）その他目的達成に必要な事業に関すること。

#### （構 成）

第4条 協議会は、観光協会、商工団体、農林水産団体、芸術・文化団体、NPO、大学、県、市町村、及び第2条の目的に賛同する団体・企業等（以下「会員」という。）をもって構成する。

#### （役 員）

第5条 協議会に次の役員をおく。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事 30名以内
- （4）監事 2名

#### （役員の仕事）

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代行する。

3 理事は、役員会を構成し協議会の業務を執行する。

4 監事は、協議会の会計及び業務執行状況を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

(参与)

第9条 協議会に参与をおくことができる。

2 参与は会長が委嘱し、協議会の事業に関する重要な事項について会長の諮問に応ずるものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

(定足数)

第11条 会議は、総会においては会員、役員会においては役員過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(表決委任)

第13条 やむを得ない理由のため会議に出席することのできない会員又は役員は、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会)

第14条 総会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他重要事項

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(役員会)

第15条 役員会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案

- (2) 総会によって委任された事項
  - (3) その他会長が必要と認めた事項
- 2 役員会においては、会長が議長となる。ただし、会長が欠席の場合は、副会長のうちあらかじめ会長が指名する者が議長となる。

(幹事会)

第 16 条 役員会のもとに、総会及び役員会の決定した方針、事業計画等に基づき協議会の運営を行うため、幹事会をおく。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事会は、幹事をもって構成し、代表幹事は幹事の互選により選任する。
- 4 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。
- 5 代表幹事が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(部 会)

第 17 条 幹事会に、第 2 条に掲げる事業の円滑な実施に資するため、部会をもうける。

- 2 部会の組織及び構成については、役員会が定める。

(庶 務)

第 18 条 協議会の庶務は、千葉県商工労働部観光課及び社団法人千葉県観光協会が共同して行うこととする

- 2 協議会の事務を処理するため、社団法人千葉県観光協会内に事務局をおく
- 3 事務局長は、社団法人千葉県観光協会事務局長の職にある者をもって充てる。

(専決規定)

第 19 条 事業遂行上急を要する事項については、事務局長の報告を受け会長が専決できる。

- 2 前項の規定による専決事項については、速やかに役員会で報告しなければならない。

(会 計)

第 20 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

- 2 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。
- 3 協議会の会計は、総会において報告する。

(事業期間)

第 21 条 協議会の活動期間は平成 19 年から平成 21 年度の 3 カ年とする。  
以降の取り組みについては別途検討する。

(補 則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、設立の日（平成 19 年 00 月 00 日）から施行する。
- 2 設立時の会計年度は第 21 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。



## ちばプロモーション協議会(仮称)役員候補団体名簿

平成19年8月29日現在

役職	団体名・役職	備考
理 事	(社) 千葉県商工会議所連合会	
	千葉県商工会連合会	
	千葉県経済同友会	
	(社) 千葉県経済協議会	
	(社) 千葉県観光協会	
	(社) 千葉県物産協会	
	日本旅行業協会関東支部千葉県地区	
	千葉県旅行業協会	
	千葉県旅館ホテル組合	
	全国農業協同組合連合会千葉県本部	
	千葉県漁業協同組合連合会	
	成田国際空港(株)	
	東日本旅客鉄道(株)千葉支社	
	京成電鉄(株)	
	東日本高速道路(株)	
	(社) 千葉県バス協会	
	(社) 千葉県タクシー協会	
	千葉県ゴルフ協会	
	県内観光施設代表者	
	NPO代表者	
	県内大学関係者(地域づくり)	
	芸術・文化団体	
	千葉県	
千葉県市長会		
千葉県町村会		
監 事	金融機関	
(2名)	(財)千葉県観光公社	

## 資 料

### 協議会の事業展開の考え方について(案)

#### 1 事業期間

協議会の活動期間は平成19年度から21年度の3カ年とする。

#### 2 事業展開

各年度において実施期間を定め、統一されたイメージに基づき、集中して全県的観光キャンペーンを展開する。

(1) 平成19年度については、早春(20年1月~3月)キャンペーンを実施する。

#### 3 平成19年度の事業概要

(1) 事業実施期間 早春キャンペーン

平成20年1月1日~平成20年3月31日

(2) 早春キャンペーンの展開

首都圏及び東北地域を中心とした誘客キャンペーンの実施

(3) 展開内容

①ガイドブック・ポスターの作成及び配布

②観光誘致ポスターの掲出等

③街頭キャンペーン

④マスメディアへのアプローチ

(4) 事業経費

・プロモーション事業費 県負担金を充当する。

・地域集客事業費 各会員負担

#### 4 次年度以降の展開

平成20年度及び21年度については、キャンペーンを実施する季節を年度ごとに決定し実施する。